

第5章 環境を守り育てる人としくみ づくり・ネットワークづくり

第1節 環境学習の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、資源・エネルギー、経済、食料、人口など様々な課題が複雑に関連していることから、問題の背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決していくのかを考えることが重要です。

また、地球温暖化防止など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を深めることが必要です。

そのためには、誰もが環境問題を理解し、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが重要であり、その基盤となるのが環境学習です。

国においては、15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、23年6月に、協働取組の推進を法目的に追加した改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定されました。そして、24年6月には「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が策定され、環境学習の取組が進められています。

また、世界においては、17年から「国連持続可能な開発のための教育の10年」(DESD)が推進されており、この活動の最終年にあたる26年度は、愛知県においてユネスコ世界会議が開催されています。

(1) 環境学習の必要性

高度経済成長期以降、急激な工業化と都市化が進む中で、私たちは様々な環境問題に直面してきました。事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法律や条例、協定の規制・指導により大きく改善されました。また、自動車の排ガスによる大気汚染、生活排水による

水質汚濁など、都市・生活型の環境問題は、自動車の規制や下水道の整備等により改善されつつあります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより私たちの消費生活は拡大しましたが、その反面、廃棄物の増加をもたらしました。環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発に伴う自然環境の喪失、林業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等による耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄などの問題にも直面しています。

また、私たち人間活動の拡大による地球の温暖化が急速に進んでいます。世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。

私たちは、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用に伴って、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困などの問題を引き起こしています。

一方で、このような環境問題を解決するための世界的な取組が推進され、意識や関心が高まってきています。

一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体の協働による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会の創造に向かうことができます。

学校・家庭・地域・職場など様々な場で、環境問題を理解し、環境を守るために行動する人づくりを進めるため、環境学習を積極的に推進していくことが必要です。

(2) 千葉県環境学習基本方針

持続可能な社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について知識として理解するだけでなく、実際の行動に結び付けていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身に付け、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

さらに、様々な課題を自らの問題としてとらえ行動する人づくりにつなげていくためには、地域における環境保全活動を活かした環境学習を進めていかなければなりません。

4年3月に策定した「千葉県環境学習基本方針」では、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、「機会づくり、教材づくり、指導者づくり、拠点づくり」など総合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修の実施や、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

さらに、19年9月には、県民参加により、新しい千葉県環境学習基本方針を策定しました。

ア 基本方針がめざすもの

基本方針は、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり」を目指します。

イ 環境学習推進にあたっての視点

(ア) みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

(イ) 地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高い

ものであり、私たちのライフスタイルを、温室効果ガスの排出の少ないものに変えていかなければなりません。

このことを理解し、地球温暖化防止にどのように取り組んだらよいかを学び、行動することが重要です。

(ウ) 生物多様性の保全に取り組む

私たち人間は、生物の一員として他の生物との関わりの中で生きています。環境学習により、いのちのつながりを学び、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

(エ) 生涯にわたる学習活動として取り組む

環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしにかかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学習内容に重点を置いて進めることが大切です。

(オ) 地域の環境保全活動から学ぶ

環境問題を解決するためには、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから行動することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を生かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

(カ) 環境問題を多面的・総合的にとらえる

地球温暖化、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・エネルギー、経済、食料、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連し合っていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいかを考えることが必要です。

ウ 環境学習推進の施策

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広がっていくため、それぞれの役割や特性を生かした環境学習に取り組むとともに、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連

携・協働し、次の取組を進めます。

- ① 人材の育成と活用
- ② 情報の提供
- ③ プログラム・教材の開発
- ④ 拠点の連携と場の活用
- ⑤ 機会の提供
- ⑥ 調査研究
- ⑦ 県の率先取組

なお、これまで環境学習基本方針の実施計画案の策定等を行ってきた「ちば環境学習ネットワーク会議」については、千葉県環境審議会に統合したところであり、引き続き、各主体の意見を十分踏まえながら施策を進めていくこととしています。

エ 財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を設置しました。環境学習を推進していく上でこの基金を有効に利用していきます。

また、ふるさと千葉の自然を守るとともに、里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝える活動を支援するため、14年2月に創設された「ちば環境再生基金」を活用するほか、民間の環境関連基金や資金等を積極的に活用していきます。

2. 県の施策展開

(1) 生涯学習としての取組

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、世代や経験に対応して、次のような事業を展開しています。

ア 人材の育成と活用

(ア) 環境学習指導者の育成

環境について幅広い視点を持った環境保全活動・環境学習の指導者を養成することを目的に、知識を身に付けるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの体験から学んでいく参加者主体の講座を開催しています。

なお、26年度は、学ぶ人の主体性を引き出す

人材の育成に力を入れるため、これまでの講座を見直し、ファシリテーターを養成する講座を開催することとし、引き続き環境学習指導者の人材を育成することとしています。

○環境学習指導者養成講座「導入コース」

地域における環境保全活動の担い手を養成することを目的に、受講生が自ら活動するきっかけとなるよう、環境保全活動の実践者による講義や体験を通じた講座を開講し、25年度は14名の参加を得ました。

○環境学習指導者養成講座「発展コース」

環境学習の指導者としての資質と気づきを引き出す技能を身に付けた、地域における環境学習の指導者の養成を目的に、体験活動を通じた指導方法や環境学習プログラムづくり等についての講座を開講し、25年度は19名の参加を得ました。

○環境学習指導者養成講座「教員コース」

教員の環境学習指導技能の向上を目的に、参加体験型プログラムの体験を通し、児童・生徒の理解を深めさせる学習プログラムづくりについての講座を開講し、25年度は22名の参加を得ました。

なお、本コースは、県教育委員会と共同で、千葉県総合教育センターを会場に開催しました。

○環境学習指導技能向上講座

環境学習の指導者を対象に、人に伝える力、自らの気づきを引き出す力を身に付けるとともに、地球温暖化や生物多様性など環境に関する新しい知識を得るための講座を開講し、25年度は25名の参加を得ました。

(イ) 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する学習会・講座などに、講師として環境学習アドバイザーを派遣する制度で、講師への謝礼は県が負担します。

アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境学習全般に分かれています。

25年度は、アドバイザー17名で45回の派遣を行い、受講生は、2,266名となりました。

イ 情報の提供

県民が環境学習に関する情報をいつでも、どこでもインターネットを通じて入手できるよう、情報の収集・提供を行いました。

25年度は県ホームページをリニューアルし、「体験できる施設等」の情報を掲載したほか、カテゴリ分類を見直すなどの再編を行い、分かりやすい情報提供に努めました。

今後も随時、情報収集やデータ整備を行い、内容を拡充していきます。

ウ プログラム・教材の開発

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、分かりやすい教材の整備」を目標に、これまで、環境学習ガイドブック、環境学習用ビデオライブラリー、貸出用環境学習キット、小学校5年生向け環境学習用副読本「環境とわたしたち」、「干潟で学ぶ『たいけんカード集』」等を作成してきました。

これまで作成してきた教材については、県ホームページ上で公開しているほか、環境研究センターにて貸出を行っています。

エ 拠点の連携と場の活用（環境研究センターの取組）

環境研究センターは「千葉県環境学習基本方針」に基づく環境学習拠点施設に位置付けられており、展示・図書・視聴覚コーナー等を備える学習施設を研究施設に併設しています。

環境学習施設は、環境問題に係る展示のほか、各種企画展示や体験型学習、民間団体等の交流が行える施設となっています。

環境研究センターでは環境学習施設を中心に、環境学習に関するニーズに合った情報の提供と、これまで培った環境に係る研究成果の還元を目的に以下の事業を行っています。

（ア）公開講座の開催

環境研究センターでは、県民の方々とのパートナーシップの確立を目指し、多くの県民の方々が、様々な環境に関するテーマを受講でき

るように、原則として毎月1回公開講座を開催しています。25年度は8回開催、参加者数325名の参加を得ました。

図表 5-1-1 公開講座開催状況（25年度）

No.	開催月	テーマ
1	5月	センター施設見学会「PM2.5とは何か」
2	6月	ふれてみよう房総の地質環境
3	7月	バスを利用した夏休み親子体験学習（千葉県いすみ環境と文化のさとセンターで、親子で動植物を観察し、生き物と環境について学ぶ）
4	9月	バスを利用した県内の地質環境（地層や地下水など）の見学
5	10月	講演「地球温暖化を防ぐ森の働き」
6	2月	講演「環境研究センター若手研究員による講演」
7	3月	バスを利用した廃棄物関連施設の見学
8	3月	講演「環境研究センター職員による最近の研究成果について」

（イ）啓発冊子の発行

環境研究センターで行っている事業や最近の環境問題等を分かりやすく解説した「センターニュース」を25年度は4回発行しました。

また、啓発冊子として、「エコネコ地球温暖化クイズ「地球温暖化」って何ニヤろう？」を発行しました。

図表 5-1-2 センターニュース発行状況（25年度）

No.	特集記事
第28号 (7月31日発行)	PM2.5について その性状と千葉県の現状について
第29号 (10月1日発行)	小規模事業場排水の油分除去による水質改善について
第30号 (1月25日発行)	千葉県九十九里浜の天然ガス（上ガス）の湧出する潮溜まりの白濁現象
第31号 (3月28日発行)	物理探査（電磁探査、電気探査）による廃棄物最終処分場の調査について

（ウ）企画展の開催

25年度は企画展を3回開催しました。

市民活動展「電気を市民がつくるー失敗しない太陽光発電ー」は、太陽光発電所ネットワーク千葉地域交流会と連携し、太陽光発電の普及時代を迎えた今、少しでもトラブルを減らすため、太陽光発電のユーザーとしての経験を踏まえ、導入の際の注意すべき点などの情報を、一般の

方にわかりやすく紹介しました。「P Vを付けた方・P Vを付けた方大相談会」を展示会場にて2回開催しました。

市民活動展「ちばの里山を守る森人たちⅡ」は、24年度に開催し好評だった「ちばの里山を守る森人たち」の第2弾として、NPO法人ちば里山センターと共同し、里山保全活動団体の活動を紹介しました。同会場で、第5回公開講座「地球温暖化を防ぐ森の働き」を併催しました。

市民活動展「子どもたちに自然とのふれあいを！市民参加の公園づくり－幕張ベイタウンにエコパークをつくる会－」は、東京湾を埋め立てて作られた街である幕張ベイタウンで育つ子どもたちのために、草花遊びや昆虫採集などの自然とふれあう経験ができるように、公園緑地内に市民参加型で“エコパーク”を創出した市民活動を紹介したものです。エコパークの自然調査結果、エコパークを活用したオリジナルな環境教育プログラムもあわせて紹介しました。

図表 5-1-3 企画展開催状況 (25年度)

期間	タイトル
5月13日～5月17日	電気を市民がつくる－失敗しない太陽光発電－
10月1日～10月17日、10月19日	ちばの里山を守る森人たちⅡ
2月24日～28日、3月3日～28日	子どもたちに自然とのふれあいを！市民参加の公園づくり－幕張ベイタウンにエコパークをつくる会－

(エ) 環境学習施設の利用

環境学習施設において環境に関する分かりやすい情報の提供を行っています。

また、希望に応じて環境学習や施設見学を受け入れています。25年度においては、高等学校1、小学校2、市民団体10、その他2団体を受け入れ、利用者数は計1,277人となりました。

(オ) 環境情報の提供

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町村情報等を収集、整備し、ビデオ、CD、DVDについては希望により貸出を行っています。書籍は、国・県関係593冊、市町村関係149冊、

一般出版物1,611冊、雑誌3,557冊など計5,910冊、DVDは28タイトル、CDは68タイトル、啓発用パネルは49枚を所蔵しています。

(カ) 一般公開

環境月間、科学技術週間の関連行事として、公開講座及び環境研究センターの研究施設の一般公開を行いました。

(キ) ホームページによる情報の提供

「大気汚染による植物被害」、「空気と水の汚れを調べよう」など環境学習に関する情報を環境研究センターホームページにおいて提供しています。

(ク) 講師等の派遣

より多くの啓発機会を提供するため、各種機関が実施する多数の研修会、講習会等へ講師として職員を派遣しています。

また、小中学校等への出前授業も行っています。

図表 5-1-4 環境研究センター啓発関係総括 (25年度)

項目	実績数
センター来館者数	693名
公開講座参加者数	325名
受入研修生	国内7名 海外16名
センターホームページアクセス数	193,673回
蔵書数	5,910冊
DVD・CD数(貸出用)	96タイトル
パネル(貸出用)	49種類49枚

オ 機会の提供

(ア) 県民環境講座の開催

環境や環境問題の現状について理解を深めてもらい、今後の自主的な活動につなげてもらうことを目的に、講演会を中心とした一般県民向けの環境学習講座を8年度から開催しています。

25年度は県内で4回講座を開催し、125名の参加を得ました。

(イ) 文化財探検隊

24年度、千葉市、南房総市、野田市において、地域の自然、歴史、文化に対する理解を深めるため「文化財探検隊」を実施しました。

(2) 学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科や総合的な学習の時間等の中で、自然と人との関わりや環境を保全することの大切さなどを指導しています。

地域の清掃活動、エコキャップ回収活動や節電等の取組は、学校種にかかわらず多くの学校で実施されています。

ア 小中学校での取組

20～21年に改訂された学習指導要領により、各学校において「環境に関わる内容の一層の充実」が図られ、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、横断的・総合的な取組が行われています。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習を取り入れた教育活動(浄水場や清掃工場の見学、植栽活動等)を展開している学校も少なくありません。

また、総合的な学習の時間を中心に、自分たちの住んでいる地域について、環境問題と関連させた学習を通して環境保全の意識の高揚を図る取組も多く見られます。

イ 高等学校での取組

高等学校においても、各教科(公民科・理科・家庭科など)や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。

このほか「環境学」等の環境に関する学校設定科目を教育課程に位置付け、環境教育の推進を図っている学校(沼南高校)や校内のビオトープを整備して積極的に教育活動に取り入れている学校(船橋芝山高校)もあります。

(3) パートナーシップの構築に向けて

環境問題は日々の暮らしと深い関わりがあることから、住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの役割や特性を生かして取り組むことが必要です。さらに、地域社会全体の取組へと広げていくためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働することが必要です。

県は、関係する各主体と連携・協働し、環境学習の取組を推進しています。

ア 環境シンポジウム千葉会議の開催

「環境シンポジウム千葉会議」は、市民・大学・企業・行政の連携・協力の下、環境学習と環境保全活動を推進することを目的に、7年度から開催されています。このシンポジウムの分科会から、「地球温暖化防止」や「ごみ問題」に対する市民の自主的なネットワークが生まれています。

イ こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を展開することが期待されます。

千葉県の*こどもエコクラブの登録状況は、26年3月末現在、30クラブ905人であり、様々な活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、千葉県版情報誌「こどもエコネットちば」を発行し、関係者全員に配布しています。

また、毎年、こども環境会議を開催し、各クラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っています。25年度は、2月16日に習志野市のモリシアホールで開催し、3団体の活動事例発表がありました。

企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待されます。

ウ エコメッセちばの開催

各主体が環境問題解決のための目標と方法をとともに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的とした環境見本市を8年度から開催しており、また、24年度からは市民活動団体や事業者等の交流を深め、協働取組を促進す

るための環境協働創造市を同時に開催することとし、25年度は約10,200人の参加を得ました。

本県では、これからも、こうした活動を通じて、市民・市民活動団体・企業・大学・行政などの

パートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を身に付け主体的に行動できる人づくりを目指します。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県が主催する環境学習への参加者数	16,841人 (17年度)	18,857人 (25年度)	17,000人以上 (毎年度)

《評価》

目標を達成しており、目標の達成に向けて順調に進捗している。

県が主催する環境学習への参加者数は18,857人と、毎年度の目標17,000人以上を達成しました。

県が主催する環境学習への参加者数 (人)

講座等名	17年度 (基準年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
環境学習アドバイザー派遣事業	3,598	3,764	1,411	1,707	2,266
県民環境講座	255	456	237	236	125
空に親しむ啓発事業	537	223	175	327	—※2
水生生物による水質調査	637	507	414	582	452
手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座	483	5,071	4,430	4,009	3,692
自然観察会	877	820	781	734	889
探鳥会	83	36	16	16	3
環境研究センターでの啓発事業	329	682	628	387	325
体験型環境講座	77	—※1	—※1	—※1	—※1
こども環境講座	126	—※1	—※1	—※1	—※1
こどもエコクラブ登録者数	3,239	3,198	2,683	1,442	905
エコメッセ	6,600	10,500	12,000	12,000	10,200
合計	16,841	25,257	22,775	21,440	18,857

※1 20年度で事業廃止 ※2 25年度で事業廃止

第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に、25年度に行ったアンケート調査によると、環境保全のために日常生活で行っていることでは「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、実際に環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の16.7%に留まっており、環境問題への関心の高さにもかかわらず、実際の活動への参加には、十分結び付いていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである*IS014001・*エコアクション21の認証取得や*企業の社会的責任(CSR)として自主的に環境保全活動に取り組むことが求められているものの、コスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とは言えない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとは言えません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

2. 県の施策展開

(1) 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

京都議定書の基準年(1990年)に比べ、2011年では、温室効果ガス部門別排出量のうち、民生(家庭系・事業系)部門の伸び率がそれぞれ57.7%、81.1%と大きくなっており、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換が求められています。

このため、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム(IS014001、エコアクション21等)の構築を支援するとともに、県自らが率先して、事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むことにより、地球温暖化防止対策の推進を図っています。

ア 環境マネジメントシステムの普及状況

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるIS014001は、8年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、(公財)日本適合性認定協会のデータによると、26年3月末現在で20,546件となっています。

そのうち、県内の認証取得件数は、530件となっています。

なお、環境マネジメントシステム規格には、IS014001のほかに、環境省が策定したエコアクション21(県内認証取得件数:26年3月末174件)や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したもののうち、全国規模のものとしてエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

イ 県自らの取組

(ア) 千葉県庁エコオフィスプラン

県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するため、14年8月に「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を、19年3月には、第2次計画として、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画(第2次)～」を策定し、取

組の推進に努めてきました。

これまでの実績を踏まえて、25年3月に第3次計画として、「千葉県庁エコオフィスパラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第3次）～」を策定し、引き続き取組の推進に努めています。

○目標

温室効果ガス削減の目標の目標として、二酸化炭素排出量を22年度（294,150 t）に比べ、32年度までに8%削減する。

○取組の推進と点検・評価

取組の推進に当たり、「千葉県庁エコオフィスパラン運用の手引」を定め、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを基本として点検・評価を行い、計画の推進を図る。

（イ）県の環境マネジメントシステム

県では、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取組を促す立場として、自ら率先して13年4月よりISO14001による環境マネジメントシステムを運用し、日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めるとともに、システムのPDCAサイクルにより継続的改善を図ってきました。

25年度からは、ISO14001によらない形として、「千葉県庁エコオフィスパラン運用の手引」を定め、引き続き、県自らの活動に伴う環境負荷低減のための取組を推進しています。

ウ その他の取組

上記取組のほか、公共施設でのESCO事業や新エネルギーの率先導入などを行っています。

（P28「新エネルギーの導入促進等」「県自らの率先行動の推進」参照）

（2）環境保全活動の推進

ア 環境月間

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機

関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭和48年から、6月5日からの1週間を「環境週間」に、平成3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と定められました。

（ア）千葉県環境月間行事の実施

県では、昭和48年から6月を「千葉県環境月間」としています。この一環として、ポスター、作文、標語の作品を募集し、千葉県環境月間啓発ポスターの作成、啓発を行っています。また、県内各地で開催される環境月間行事を紹介し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。

（イ）環境功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、昭和52年度から環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として、さらに、昭和56年度からは地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者としてそれぞれ表彰していましたが、20年度に両表彰制度の見直しを実施し、千葉県環境賞は廃止し、新たに千葉県環境功労者知事感謝状を創設しました。

この表彰は、環境美化又は環境保全に関し顕著な功績のあった者に対し授与されます。

イ 千葉県環境大使による活動

21年8月、アルピニストであり、エベレストや富士山の清掃活動など、世界的に環境保全活動を繰り広げておられる野口健氏に初代千葉県環境大使を委嘱し、様々な環境施策や環境学習の場に参加いただき、精力的に活動していただいています。

ウ 各主体との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるものではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。

このため、県民、関係団体、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいくことが求められます。

既に県内各地域で、多くの県民、関係団体、事業者が、環境の保全活動に取り組んでいますが、相互の連携・協働を図り、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが必要です。

このため、県では、県民活動を支援する施策や各主体との協働事業を推進しています。

(ア) ちば環境再生基金を活用した取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うためには、各主体の連携が重要であることから、県民総参加による「ちば環境再生基金」を（一財）千葉県環境財団に設置しています。

基金の事業活動の一つとして、市民活動団体の千葉県内における環境の保全、生物多様性の保全等の活動を公募し、助成を実施しています。

（P190「県民の環境活動への助成」参照）

(イ) 各主体との協働

県民、企業、関係団体、行政等が連携して、地域から環境保全活動の環を広げていくことが重要であることから、環境シンポジウムやエコメッセを各主体からなる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。

また、多様な主体の連携・協働の促進にも取り組んでいます。

22年度から市民活動団体と様々な主体が連携して地域社会の課題解決に取り組む先駆的な連携

事例を表彰する「ちばコラボ大賞」を実施しています。

25年度は16件の応募があり、環境分野からは3件のエントリーがありました。このうち里山に放置されている間伐材を活用した取り組みをテーマにした「関わる全ての人が笑顔になる仕組み」（市川・船橋市）が大賞の一つとして表彰されました。

また、23年度から24年度に実施した「連携・協働による地域課題解決モデル事業」において、2年連続で採択されたヤマトミクリの里づくり協議会（八千代市）による里山の保全・再生・活用の仕組みづくり事業が、25年度も継続して実施されています。

さらに、22年度から市町村と市民活動団体との協働を一層促進するため、市町村と市民活動団体から地域課題を募集し、意見交換回答を行う「市町村と市民活動団体との連携促進事業」を実施しています。

25年度は5件の課題提案があり、そのうち環境分野では1件でしたが、「ゴミ減量を進めよう」というテーマが提案され、地域課題についての共通認識を深めるとともに、今後の協働について考える意見交換会を実施しました。

エ 交流・情報交換の機会の提供

県民、関係団体、事業者、行政機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動の実施を促進するため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し情報を交換できる機会を提供しています。

（P181「パートナーシップの構築に向けて」参照）

(3) 環境に配慮した事業活動の促進

ア 千葉県中小企業振興資金(環境保全資金)融資制度

(ア) 概要

県では、中小企業者等が行う環境保全のための取組に対し、必要な資金を融資するとともに、融資を受けた者の負担の軽減を図るために利子の一部を補助しています。

なお、21年度まで実施していた「千葉県中小

企業環境保全施設整備資金」について、制度の見直しを図り、22年度から「千葉県中小企業振興資金」に統合し、その中に環境保全資金を創設しました。

26年4月末現在の融資対象、融資条件等は図表5-2-1のとおりです。

図表 5-2-1 融資対象・融資条件等 (26年4月現在)

融資対象	以下の13事業 ①大気汚染防止 ②水質汚濁防止 ③地質汚染対策 ④地盤沈下防止 ⑤騒音・振動防止施設 ⑥悪臭防除 ⑦化学物質等汚染防止 ⑧アスベスト除去工事 ⑨地球温暖化防止 ⑩自動車環境対策 ⑪環境管理システム認証 ⑫容器包装廃棄物再商品化装置 ⑬敷地緑化
融資条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度額 対象経費の90%以内 1 中小企業者等当たり 5,000 万円 ・ 融資利率 融資期間により利率が異なる 3年以下 年 1.7%、3年超5年以下 年 1.9% 5年超7年以下 年 2.1%、7年超 年 2.3% ・ 利子補給率 借入後5年間、融資利率の2分の1利子補給 ・ 融資期間 設備資金 10年以内 運転資金 7年以内（土壌汚染の除去、アスベスト除去、建築物の屋上・壁面の緑化に限る） ・ 償還方法 割賦償還（据置期間1年以内）

(イ) 利用状況

25年度は地球温暖化防止施設（太陽光発電設備）等 17 件に対し融資を行い、融資総額は 283,520 千円でした。（図表 5-2-2）

図表 5-2-2 中小企業振興資金(環境保全資金)融資利用状況

(融資額の単位：千円)

区分 年度		低公害車 等	地球温暖 化防止施 設	その他	計
23	融資件数	1	3	—	4
	融資額	46,500	39,600	—	86,100
24	融資件数	—	6	—	6
	融資額	—	82,200	—	82,200
25	融資件数	3	14	—	17
	融資額	61,120	222,400	—	283,520

イ 環境新技術推進制度（エコ・テク・サポート制度）

(ア) 制度の内容

多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善対策について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして、9年11月に民間企業と共同研究等を進める環境新技術推進制度（エコ・テク・サポート制度）を創設しています。

対象とする環境新技術は、公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適用可能な技術としています。

対象者は民間の事業者であって、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有するものを対象とし、県は、必要に応じて共同研究及び公開試験の機会の提供を行います。

(イ) 制度の運用

共同研究については、26年3月までに、廃棄物のガス化溶解技術、溶解スラグの石材化技術、畜産堆肥のセメント製造過程での利用技術など7件を実施しました。

公開試験については、光触媒による大気浄化新技術及び手賀沼の水質改善に関する水質浄化技術について実施されています。

ウ 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必要があります。

その中で、環境関連産業は、21世紀において大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に雇用面や市場面での著しい成長が期待される産業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援する人材を配置しています。

また、中小企業による新たなビジネスモデルの構築、市場開拓等の支援の一環として、20年度に助成制度（ちば中小企業元気づくり基金事業）を創設し、県内中小企業による環境関連分野の新技術開発等を支援しています。

（４）環境情報の提供

県では、各主体の環境に配慮した自主的行動と協働を推進するために、ホームページ、環境白書、パンフレット等を通じて、環境に関する情報を分かりやすく提供するよう努めています。（P197「環境情報の提供」参照）

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 (アンケート調査による)	36.0% (18年度)	16.7% (25年度)	70%以上 (30年度)
ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数	487 (18年度)	704 (25年度)	1,000 (30年度)

《評価》

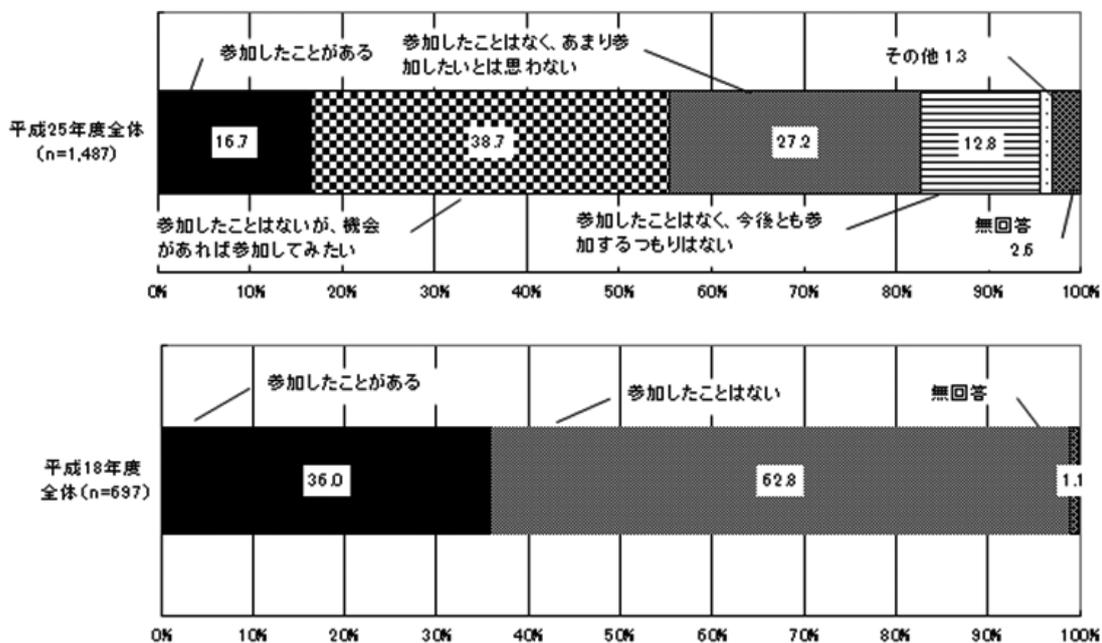
目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、今後の施策の推進により目標の達成を目指す。

アンケート調査では、環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、16.7%であるのに対し、「参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」と回答した県民の割合は、38.7%となっています。

このように、環境問題への関心は高いにもかかわらず、これが実際の活動への参加に十分結びついていないという現状に対して、引き続き、これらの方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。

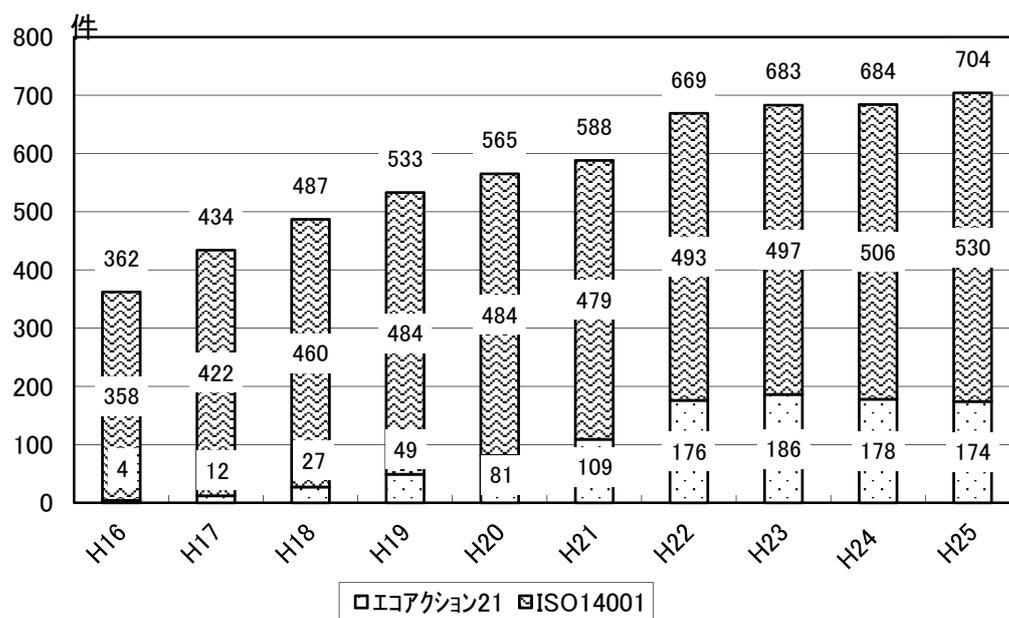
また、「ISO14001」又は「エコアクション21」の認証取得事業件数は、順調に増加しています。

環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合



協働の推進

ISO14001 またはエコアクション21 の認証取得事業件数



第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

1. 現況と課題

ちば環境再生基金は、「とりもどそう！ふるさとの自然」をスローガンに、千葉県民総参加による基金として14年に設置されました。

県民及び事業者の皆様の支援により、募金総額は11億円を超える基金に成長し、これまでにNPO環境活動助成事業や負の遺産対策事業などを実施してきました。

しかしながら、基金を利用した活動については、県民に必ずしも認知されているとは言えず、助成事業も時世に合わない点が見られることから見直しを行い、基金の運営については22年度途中から、助成事業については24年度実施分から、各々新体制に移行しました。

今後も、ちば環境再生基金を、自然環境の保全・再生などへ活用するため、これまで以上に県民一人ひとりに基金を利用した活動を知ってもらい、さらには県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「資源循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを、提供していくことが重要です。

図表 5-3-1 「ちば環境再生基金」助成事業の年度別助成実績

○ 23年度まで (単位：千円)

事業名 年度	NPO環境活動助成事業	市町村による戦略的自然再生事業	負の遺産対策事業	なのはなエコプロジェクト	環境再生に係る普及啓発等事業	合計
14	3,504	—	—	215	—	3,719
15	4,424	—	13,179	231	—	17,834
16	2,426	9,186	16,083	421	—	28,116
17	2,209	5,177	10,471	541	—	18,398
18	3,139	6,024	0	580	—	9,743
19	1,656	8,074	0	623	—	10,353
20	1,976	2,566	0	794	—	5,336
21	3,030	2,760	13,781	1,308	3,448	24,327
22	1,900	10,572	15,349	516	2,835	31,172
23	1,189	5,761	14,319	271	3,286	24,826
計	25,453	50,120	83,182	5,500	9,569	173,824

○ 24年度以降 (単位：千円)

事業名 年度	県民の環境活動支援事業	提案型環境再生事業	負の遺産対策事業	合計
24	1,845	11,464	1,721	15,029
25	1,448	9,364	26へ繰越	10,812

2. 施策の展開

(1) ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化、大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりにともに参加する思いを託せる県民総参加による基金を、(一財)千葉県環境財団に設置しています。

また、基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、県民代表、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を設置しています。

さらに、推進委員会の中に2つの部会を設置し、主に助成事業に係る審査、検討を行っています。

(2) 啓発・募金活動の推進

620万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成しています。

募金活動は、企業等への職場募金の呼びかけや、県内各地において環境への関心を高めてもらう広報啓発活動を行いながら実施しています。

25年度における募金額は、384件で、6百万円となっており、基金設置からの募金は26年3月31日現在6,044件で、総額11億9千3百万円となっています。なお、募金額及び事業費については、各々30年度末までの累計目標額を30億円としています。

(図表 5-3-2)

図表 5-3-2 年度別の募金額 (単位：千円)

年度	件数	金額
13	30	2,992
14	422	521,623
15	466	560,463
16	655	7,643
17	603	7,719
18	582	8,380
19	584	26,738
20	573	11,907
21	516	12,491
22	441	11,245
23	369	8,337
24	419	7,294
25	384	6,176
合計	6,044	1,193,007

(3) 県民の環境活動への助成

県民自らの手で千葉県の貴重な自然を保全し、環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、県民団体の千葉県内における「環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止対策、省資源・リサイクル」の活動に対して公募による助成（事業費の2分の1以内で、50万円を上限。）を、24年度から開始しました。

25年度は9事業に対して助成を行いました。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
募金総額 (累計)	11億8千万円 (18年度末までの累計)	11億9千3百万円 (25年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)
助成事業費 (累計)	8千万円 (18年度末までの累計)	2億円 (25年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)

《評価》

募金総額、助成事業費ともに基準年度に比べ増加しているが、目標の達成に向けては、効果的な募金活動の検討や更なる助成事業の周知の必要がある。

募金・啓発活動や各種助成事業については、これまで着実な展開を図ってきましたが、目標金額とは大きな隔たりがあります。そのため、より効果的な募金活動の検討を行うとともに、一般財団法人千葉県環境財団と連携して、事業内容等の周知に努め、基金の有効活用を図っていきます。

(4) 提案型環境再生事業への助成

環境上の課題の迅速な解決を目指し、県、市町村、県民の協働により実施する提案型環境再生事業を支援するため、市町村等の「環境保全、生物多様性保全、地球温暖化防止、省資源・リサイクル活動、県民の意識の向上」などの環境上の課題の解決を目的とし、県、市町村及び地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する事業へ助成（事業費の2分の1以内で、1,000万円を上限。）を、24年度から開始しました。

25年度は6事業に対して助成を行いました。

(5) 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものを対象に、県及び市町村からの申請を受けて、助成を行っています。

25年度は、24年度からの繰越事業1事業が実施されました（26年度に繰越）。

第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

1. 現況と課題

今日の環境問題は、その要因や影響が広範囲に及ぶものが多くなっており、県の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題に対処するためには、国や地域を越えた国際的な協力が不可欠です。

(1) 県域を越えた連携

本県の経済活動や県民の暮らしは、他の都道府県と様々なかたちで結び付いています。

このため、環境問題を考えるに当たっても、特に社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を実施していくことが求められます。

特に、首都圏では、広域的な自動車公害対策として、千葉県と東京都・神奈川県・埼玉県が連携して粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行規制を15年10月から一斉に施行し、大きな成果を挙げました。

また、夏・冬のライフスタイルの実践など、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）共同で地球温暖化防止のキャンペーン等を推進しています。

今後も、このような広域的な施策が効果的に展開されるよう連携を強化していくことが必要です。

(2) 国際環境協力

地球環境全体を保全していくためには、国際的な協調の下で問題の解決に取り組んでいかななくてはなりません。

特に環境問題への十分な対応が困難な開発途上国等に対しては、国による技術的、経済的な支援のみでなく、地方からも、その保有する人材や知識、技術等を活用した支援を行うことが求められています。

千葉県では、環境研究センター等での海外からの研修生の受入れや職員の海外派遣、県内市民活動団体と連携した県民主体の環境保全事例の紹介等を通じて、開発途上国の環境保全活動を支援しています。

また、姉妹都市などの海外自治体との国際交流の中でも、環境分野における交流を進めています。

さらに今後は、地球環境の保全と再生に向けて国際協力・国際交流を推進していく中で、国や県のみでなく、市町村、関係団体、事業者など広範な主体と協働していくことが重要になっています。

2. 県の施策展開

(1) 県域を越えたネットワークによる取組の推進

ア 九都県市による取組

九都県市では共同して広域的な課題に取り組むことを目的として、年2回程度首脳会議を開催しています。

環境に係る課題に関しては、首脳会議の下に環境問題対策委員会と廃棄物問題検討委員会を設置し、具体的な調査・検討・協議等を行っています。

環境問題対策委員会では、幹事会、大気保全専門部会、水質改善専門部会、緑化政策専門部会及び地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化防止キャンペーン（P26「国や他自治体と連携した啓発」参照）、自動車排ガス対策（P113「条例によるディーゼル自動車排出ガス対策」参照）、東京湾の水質改善や緑の保全・再生への取組等を進めてきました。

廃棄物問題検討委員会では、幹事会、減量化・再資源化部会、適正処理部会を設置し、資源循環型社会の構築を目指して、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する取組を進めてきました。

両委員会における25年度の主な取組は、図表5-4-1のとおりです。

図表 5-4-1 九都県市による主な取組

主な取組	概要
環境分野における国際協力	JICA が企画する「青年研修事業」と連携し、途上国からの研修生の受け入れを実施。
節電及び地球温暖化防止キャンペーン	各都県市が省エネ・節電に率先して取り組むとともに、公共施設、鉄道車両等へのポスター掲出やホームページを活用した普及啓発を実施。
再生可能エネルギーの導入促進	太陽エネルギーを中心に再生可能エネルギーの導入促進に向けたセミナーを開催したほか、熱エネルギーの有効利用について広く認識してもらうためのPR動画を作成。
ディーゼル車対策	一都三県の条例によるディーゼル車規制を連携協力しながら取り組むとともに、啓発活動や路上・拠点検査等を実施。
エコドライブの普及	関係機関と連携してエコドライブ実技講習会を開催するとともに、リーフレット等を活用した普及啓発活動を実施。
低公害車の普及	九都県市による低公害車指定制度により、低公害車の指定を行い、ホームページでの情報提供等の普及啓発を実施。
東京湾水質一斉調査	160 機関・団体が参加し、海域、河川など計 799 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査。
3R 普及促進事業	食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者と連携して連携して普及啓発活動を実施。
容器包装発生抑制の推進	「容器包装ダイエット宣言」の認知度の向上、容器包装減量化商品の購入促進を図るため、小売事業者等と連携して普及啓発活動を実施。
産業廃棄物路上一斉調査	産廃スクラム 30 と共同した一斉路上調査の実施。

イ 関東地方知事会議による取組

関東地域及び近隣の 10 都県で構成される関東地方知事会議では、地域が共有する諸問題について、意見交換や調査研究が行われています。

25 年度は、環境問題については微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進や野生鳥獣害対策の広域的取組などをテーマに意見交換を行い、国に対する各都県からの要望をとりまとめました。

(2) 国際的な取組の推進

25 年度は、東南アジア諸国を中心に 47 人の研修生を受け入れ、施設見学や講義等を通じ、本県の水質汚濁防止対策等を紹介しました。

また、JICA 草の根技術協力事業等を活用し、水環境分野において、ラオス・ビエンチャン都へ県職員を派遣しました。（図表 5-4-2）

図表 5-4-2 平成 25 年度研修生受入状況等

事業名	事業概要
CLAIR 自治体国際協力事業（モデル事業）ラオス・ビエンチャン都水環境改善事業	ラオス国ビエンチャン都天然環境資源局を対象として、水環境の改善を支援し、千葉県の経験やノウハウを伝えるため 4 名の研修生を受け入れた。
国際協力・途上国支援事業（JICA 青年研修事業）	9 都県市首脳会議の事業として研修生を受け入れ、千葉県は、湖沼水質保全対策についての講義と現地視察を 1 日担当した。中南米のスペイン語圏から 16 名の研修生を受け入れ、日本及び地方自治体が取り組む環境改善に向けた施策等の知識を得て、自国の環境分野における問題解決を助けるため、研修を実施した。
JICA 生物多様性情報システム研修	生物多様性保全の計画立案に携わる中央・自治体の行政官 9 名を対象に、生物多様性情報の収集、分析、普及・提供に係る知識を習得し、自国での生物多様性情報システムの計画構築に貢献する人材を育成する研修の一環として、本県の視察が行われた。
JICA ベトナム国国家生物多様性データベースシステム開発プロジェクト生物多様性保全データベース管理研修	天然資源環境省・農業地方開発省・国家科学アカデミー・地方政府の実務担当者 6 名を対象に、国家レベルの生物多様性に関するデータベースの構築のため、環境省等における研修の一環として、本県の視察が行われた。
施設見学および講義	環境研究センターにおいて韓国から研修生 3 名を受け入れ、千葉県の水環境に関する講義と施設見学を実施した。
タイ工業省工場局視察	タイ工業省工場局産業環境開発視察団 9 名を対象に、大気保全対策及び水質保全対策に関する講義と現場視察を実施した。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度)	ディーゼル自動車運行規制の合同検査や、九都県市による地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (25年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回 89人 (平成14～18年度の間の年平均値)	6回 47人 (25年度)	増加させます (毎年度)

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、今後の施策の推進により目標の達成を目指す。

今日の環境問題に対処するためには、県域を越えた連携による広域的な施策の展開が必要であることから、九都県市が連携して、省エネ・節電及び地球温暖化防止キャンペーン、再生可能エネルギー導入促進セミナーの開催、ディーゼル自動車運行規制の合同調査やエコドライブの普及、産業廃棄物路上一斉調査等を行いました。

海外からの研修生の受入数については、基準年度より減少しているため、今後、本県における研修生受入のPR等により、研修生の増加に努めていきます。